

## 鳥居の木割書の変遷から見る「とりいのミやうもく」の時代的特質

THE KIWARI-SHO "TORII-NO-MYOUMOKU":  
A STUDY OF THE TEXT AND THE EVOLUTION OF KIWARI IN TORII GATES山岸 吉弘\*<sup>1</sup>

Yoshihiro YAMAGISHI

This paper analyzes historical architectural books "KIWARI-SHO", entitled "Torii no Myoumoku", and presents new evidence that sheds light on the theoretical transition from the Middle Ages to the early modern period. The first part focuses on interpreting previously unstudied versions of "KIWARI-SHO" that have remained unknown to scholars in the academic field, in order to gain a clearer understanding of the text. The second part compares medieval and early modern texts to trace the transition, with particular attention to the shift from concrete to abstract characteristics.

**Keywords :** the medieval period, architectural manual books KIWARI-SHO, carpentry technique, production organization

中世, 木割書, 大工技術, 建築生産

## 1. はじめに

木割書の研究において、時代的な差異を解明することは一つの主要なテーマとなっており、早い段階から変遷を追うことは課題として意識されてきた<sup>1)</sup>。特に、木割書における様々な観点から中世と近世の境には明確な隔りがあり、大きく区分して捉えられている<sup>2)</sup>。古い要素を含む木割書に対して、「初期木割書」という言葉が用いられ、学界では特別視されてきた経緯がある<sup>3)</sup>。

不明瞭であった中世の木割書について解明すべく、これまでに個々の研究は精力的に進められてきた<sup>4)</sup>。当初、現存する中世の木割書は絶対的に数が少なく、限られた史料から考察せざるを得なかった。勢い、研究の発展や展開にも限界は生じよう。一方で、中世の内容を伝えると目される木割書が新たに発見され紹介され、折々に研究は漸進してきた<sup>5)</sup>。

それら既往研究の成果を承けて、著者は中世から近世にかけての鳥居の木割書に着目し、木割の変遷を形成期(16世紀以前)・完成期(17世紀)・展開期(18世紀以後)に区分して辿ったことがある<sup>6)</sup>。木割の方法については、実寸が消失し比例による表現が一般化する過程として、木割書の性格については、実際の建築生産に即した現実的なものから紙上の知的営為と思わせる創造的なものを含め内容が多様化する過程として、それぞれ論じている。特に、『木碎之注文』に掲載される二つの鳥居の木割を比較した上で、それぞれの柱間が「一丈四尺五寸」及び「一丈」であった必然を推量し、その背景にある意義と課題を提示してもいる<sup>7)</sup>。

そのような状況にあって、著者は新出の木割書を入手した。文中の文言や記載の年号から、中世より伝来した写本であるらしい。記述の内容と時代的な特質を確認しつつ、改めて中世と近世を跨いで木割書の推移を辿る試みは意義がある<sup>8)</sup>。

本稿の目的は、新出の木割書を中核に据え、特に中世の木割書に

注目し、近世の木割書との差異を明確にすることにある。新出の木割書には鳥居に関する木割が掲載されているため、先に提示した拙論の内容を踏まえ、改めて木割の方法や用語を整理しつつ鳥居の木割書における変遷を辿り、新出史料の内容と時代的な特質を明確にする。

なお、本稿は著者が提案した先述の時代区分において、形成期から完成期へと移行する過程に焦点を当てている。今回、新たに一冊の木割書が研究の対象として加えられ、柱間が1丈であることを考察する手掛かりを得た。1丈という数字から、当時において「比例を抽象化させることが目指されて」<sup>9)</sup>いたことを再検討すると共に、新出の木割書が中世的な内容を備えていることを確認したい。

## 2. 『とりいのみようもく』の概要と来歴

## 2-1. 史料の概要

新出の史料である当該の古文書は故あって著者が所蔵するに至るが、以前の所有者や出所は不明である<sup>10)</sup>。古文書は美濃紙を袋綴にした冊子の装丁で料紙は7丁あり、縦28.5センチ・横21.0センチからなる大本の書型である。綴じ糸は綺麗でかつ新しく、裏打ちの補修もされていることから、かつての所有者が体裁を整えたいらしい。

史料の白紙や余白の部分を除く全部に渡って影印を掲載し、文章を翻刻した(図1)。表紙や扉は付かず本体のみで綴じられており、奥書などもないことから、表題や作成者及び作成年月日の他、書写の経緯など詳らかでない。冒頭「とりいのみようもく」と記載され、その後本文が続いている。本稿では、当該の木割書に対してひとまず『とりいのみようもく』の名称を使用する。

史料は日付が異なる前後二つの文章からなり、前半には元龜3年(1572)の年号が、後半には応永26年(1419)の年号が、それぞれの末尾に記されている。後半の冒頭には「一、むなふたかくやう

\*1 日本大学工学部 専任講師・博士(建築学)

Lecturer, College of Engineering, Nihon Univ., Dr.Arch.

の事」と書かれ、筆跡は棟札の文言を記す「(梵字一字) 封式 封式 参合」から「応永廿六年七月十二日」までの範囲とそれ以外とで、異なる二種類が認められる。従って、「とりいのミやうもく」の題名は、元龜3年の部分のみを指す項目名であると考えられる。

元龜3年の文章は全10箇条からなり、初めの8箇条で木割を、残りの2箇条で大工や技術の由緒及び棟上の次第を、それぞれ記している。また、文書の最後には「右筆什慶在判 元龜三年壬申卯月朔日 持主僧津左京進」の文言があり、「在判」から本史料が写本であること、元龜3年に「什慶」によって書かれたこと、「僧津左京進」の所有する「とりいのミやうもく」を写したであろうこと、などが分かる。

木割の文章には、鳥居について記載されている。具体的には、柱間の大きさや柱・貫・袖柱・袖貫・笠木・島木・台輪・額束などの寸法や形状について規定している。

由緒の文章には、木割にまつわる開關の物語について記されている。九条目の冒頭「神護還雲丁未としよりかすかのミやう神(現れ) (開いて) (諸国) (社) (建て) (賜う) (坪矩) あらわれたまいてしよくにやしろをたてたまう、このつほかね(天照大神) (本地) てんせう大神のほんちなり…」(神護景雲元年に春日の明神が姿をお見せになって諸国に社を建てられて、この坪矩が天照大神の本地である…)とあるように、春日大社の創建や春日社の普及に付随して、その後の木割に連なる技術が始まったとしている。

次第の文章には、棟上にまつわる儀式について記されている。十条目の冒頭「前二(置く) (棟上) おくむねあけの次第、まつさく(打つ) (打つ) ときハ(五方) (打つ) (貫) (拝む) (山神護法) (天照大神) ・くまの三しよこんけん二申てまうさく…」(前に置く棟上の次第、先ず柵を打つ時は五方に打つこと、貫を拝むときは山神護法・天照大神・熊野三所権現に願いて申し上げることには…)とあるように、鳥居の棟上式について、まずは齋場を囲った後に、護法善神を筆頭に天照大神や熊野三所権現へ奉告すると続くことから、神仏習合した儀礼として記述されている<sup>11)</sup>。

応永26年の文章には、「むなふたかくやうの事」として棟札に書かれる文言が記されている。文末には「別所常楽寺十六所之宮之宗ふたなり」とあり、「大工」の「性金」や「性善」、「少工」の「清八」や「藤九郎」及び「右馬郎」の職人や、「大勧進」として「院主敵朝」及び「少勧進」として「刑部大夫国吉」の名前が見られる。要するに、「別所常楽寺十六所之宮」の棟札を部分的に写したものであろうことが分かる。

## 2-2. 史料の来歴

このように、史料の来歴を探る手掛かりとなり得る固有名詞は文中に幾つか存在するが、判然としない。

史料に縁ある地域を特定する上で社寺名は有力であり、「別所常楽寺」からまず想起されるのが長野県の別所(地名)に所在する常楽寺(上田市大字別所温泉)である<sup>12)</sup>。同寺には、史料上に「右筆」として登場する「什慶」と同名の住職が、第31世として在職していた<sup>13)</sup>。一方で、在任期間は嘉禄3年(1443)<sup>14)</sup>から応仁2年(1468)までであるらしく、元龜年間とは100年以上の隔りがある。

史料に「持主」とあった「左京進」と同名の大工が、真田昌幸発給とされる文書に確認できる<sup>15)</sup>。天正13年

(1585)8月16日付けで、「重恩三貫文出置候」という内容で「大工左京進殿」に宛てられている。当時、真田氏は上田城を中心に戦国武将としての基盤を固める途上にあり<sup>16)</sup>、家臣を従え領国を経営し、大工である「番匠」なども統率下においていた<sup>17)</sup>。大工が僧名を戴く一般的な歴史的事象を踏まえれば<sup>18)</sup>、「僧津」<sup>(僧)</sup>である「左京進」が大工であっても不自然ではなく、「とりいのミやうもく」という文書を所持する目的にも適うと考えられる<sup>19)</sup>。木割書と宛行状が作成された地域や時期が重なるものの、一方でなお両者を直接的に関連付ける史料は管見の限り見出せない。

つまり、現状として史料の来歴は全く不明である。

## 2-3. 史料の現代語訳と鳥居の復元図

木割書史に「とりいのミやうもく」を位置付けるためには本文の読解は不可欠であるが、難解な部分も多い。試みに木割部分の現代語訳を作成し、復元図を描画した(図2)。広く識者の批判を仰ぎたい。訳の文頭にある丸数字は原文や復元図のそれと対応している。解釈が不能な文章は原文のまま鉤括弧を用いて表記した。

(題目) ①鳥居の名目

(一条目) ②一丈のものには主柱の大きさを一尺にする。③笠木の丈は「きをおとすべし」<sup>20)</sup>。

(二条目) ④飛貫の丈は三分<sup>21)</sup>の割合にする。⑤下端は主柱の三分の一にする。

(三条目) ⑥控柱の大きさは「きやうのくちおもつてとるべし」<sup>22)</sup>。

⑦控貫は主柱の半分にする。⑧下端は主柱の五分の一にする。⑨高さは飛貫の下端で控柱が三分の一になる<sup>23)</sup>、飛貫の上端と柱間を同じにする。⑩転び<sup>24)</sup>は「きをすべるなり」<sup>25)</sup>。

(四条目) ⑪笠木の長さは柱間を三つに割り一つ分を島木の両側へそれぞれ出す<sup>26)</sup>。⑫反りは「とう」<sup>27)</sup>を五つに別けて二つ分を上の方に一つ分を下の方に反りにする。⑬笠木と島木の高さ<sup>28)</sup>は五つに分けて二つ分は笠木の高さに三つ分は島木の高さにする。⑭飛貫の丈は笠木・島木の高さの七つ面<sup>29)</sup>の割合で削る<sup>30)</sup>。⑮笠木<sup>31)</sup>の鑄は五分の一<sup>32)</sup>にする。

(五条目) ⑯額束<sup>33)</sup>の広さは飛貫「のとをる」<sup>34)</sup>。⑰「そのはしらのわきお下にしかみはきををとすべし」<sup>35)</sup>。⑱厚さは飛貫の厚さと同じにする。

(六条目) ⑲台輪<sup>36)</sup>の厚さは主柱の五分の一にする。⑳広さは主柱を五つに分けて一つ分ずつ「そぎにすへし」<sup>37)</sup>。

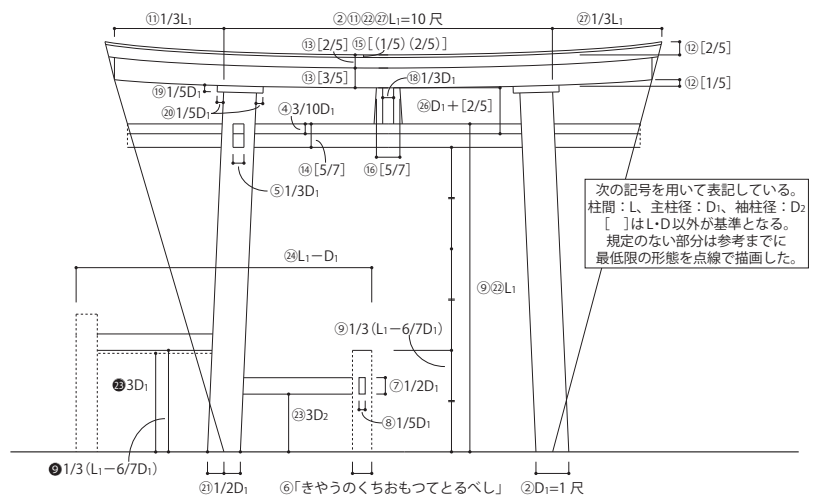


図2 「とりいのミやうもく」復元図

(七条目) ㉑ 笠木の端は主柱下端の中心より鳥木の端を見通すように切る<sup>38)</sup>。㉒ 柱間を定めるのは飛貫の上端で定める<sup>39)</sup>。

(八条目) ㉓ 腰貫の下端から柱の大きさを三分にする<sup>40)</sup>。㉔ 袖柱の「おほげい」<sup>41)</sup>を主柱の内側へ「いるやう二あてべし」<sup>42)</sup>。㉕ 「ぬきやなか」<sup>43)</sup>の勾配は五分勾配にする<sup>44)</sup>。㉖ 「かさねき」<sup>45)</sup>の下端から飛貫の下端までは主柱の大きさ一つ分にする、笠木の丈の一つ分を合わせる<sup>46)</sup>。㉗ 笠木の長さは主柱の「との」<sup>47)</sup>面を三間に割り出と合わせて五間にする<sup>48)</sup>。㉘ これは鳥居の木砕である。

### 3. 中世の内容を有するとされる鳥居の木割書

中世の年号を記載する「とりいのミやうもく」の木割の内容を理解する上で、他の木割書と比較する作業は欠かせない。具体的な検討を始める前に、改めて既に知られている木割書を整理する。中世の内容を伝えとされている主要な木割書から順に、既往の研究成果を踏まえて紹介する。なお、表1については「4. 各部分を規定する内容与方法」の冒頭にて後述するが、基本的に年代順で木割書を一覧してある。また、本文中に木割書名や項目名と共に記載される丸括弧の番号は、表1の番号に対応している。

中世の内容を有すると考えられている木割書の中で、鳥居の木割を記すものに限定すると、まずは『木砕之注文』が挙げられる。豊後にて戦国大名の大友氏に奉仕していたであろう寿彰なる大工が、家伝の資料をまとめて『木砕之注文』を編んだのは、状況的な根拠から永禄5年(1562)もしくは天正2年(1574)と目されている<sup>49)</sup>。鳥居の木割は二種類が記載されており、「鳥居之注文」(番号1)と「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)の項目からなる<sup>50)</sup>。木割の方法的な特徴として、前者は直接的かつ具体的な寸法として、後者は相互の関係性から導き出される割合として、それぞれの部分を規定しており、書き分けられている点の一つの特徴がある。

なお、「鳥居之注文」(番号1)と類似する史料が、『談山神社文書』に含まれている<sup>51)</sup>。天正9年(1581)8月22日付けの「鳥居之事」は、「鳥居ノ注文」という裏書があり、「ハシラ・カサ木・シマ木・ヌ木・カクハシラ」の部材が寸法及び形状と共に列挙され、「實勝院ノマエノ鳥居」のための積算を目的に作成されたと考えられる<sup>52)</sup>。同じ「鳥居之注文」という名称が用いられ、寸法や形状が部材毎に順を追って明示されるという形式及び内容も共通し、文書は極めて良く似ることが分かる。一方は木割書であり他方は積算書であることに疑いない(従って、木割書をまとめた表1に積算書である「鳥居ノ注文」は含めていない)が<sup>53)</sup>、共通して「鳥居之注文」と題される歴史的な事象を踏まえれば、木割書の成立過程を考える上で示唆に富む。

鎌倉の扇ガ谷を居所とし、江戸時代を通じて大工を生業にした河内家には、中世の内容を含む文書群が伝来しており、特に木割を記す史料は一括して『鎌倉造営名目』と呼ばれている<sup>54)</sup>。天文22年(1553)の年号を有する文書には相伝の経緯を明示する奥書があり、建長寺大工の坂中内匠が伝授したものであるらしい。更に、天正4年(1576)に覚園寺大工の筑後が、それらを筆録していることも判明する。江戸時代になると覚園寺大工の惣右衛門が、それら中世から伝来した木割等の文書を河内家の大工に分け与えている。以上のような経緯を辿ることができ、『鎌倉造営名目』は近世に作成された文書であるものの、明確に中世の木割が含まれていると指摘されている。鳥居の木割として「大もちとりいのミやうもく」(番号12)と「鳥

居ノ名目」(番号14)の二つがあり、いずれも慶安年間に河内吉左衛門が書写したものである<sup>55)</sup>。

庄内藩の大工棟梁を務めた小林家に遺された文書群には、中世の内容を含むと考えられている複数の木割書が存在する<sup>56)</sup>。その多くには、奥書に慶長年間の年号と山形藩の大工頭である小澤若狭守光佑の名前が記録されている。小林家の大工は、庄内藩の普請・作事に参画する中で、小澤家からこれら文書を譲り受けたい。鳥居の木割として、『(表五間御堂其外諸木砕)』(番号42)や『門之もくろく』(番号8)に独自の木割が載せられるだけでなく、『(諸木砕)』(番号10)は中世的な木割と考えられている『孫七覚書』(番号9)の類書でもある<sup>57)</sup>。また、『(諸木砕目録)』(番号13)は『匠明・社集書』(番号7)と共通の祖本に辿り着く写本でもあり、相互に比較することで各々の成立過程が推測されている<sup>58)</sup>。

大徳寺の大工であった林家に伝来する木割書は、後世の加筆や修正など編纂の痕跡も見られることなどから、記載の年代を成立年と判断するにはなお確固たる根拠が必要との見解もあるが、中世から継承される要素が含まれているようである<sup>59)</sup>。『林家木割書4冊の1・木摧』(番号4・5)や『林家木割書4冊の2・木摧』(番号11)、或いは『林家木割書・日本社之木摧』(番号16)などで鳥居の木割が見られる。

中世より近世を通じて法隆寺門前に居住し、江戸時代には中井家の配下にあった安田家には<sup>60)</sup>、多数の大工関連文書が伝来する<sup>61)</sup>。近世の筆録であるが中世の内容も伝えと言われる木割書が幾つか存在し<sup>62)</sup>、鳥居の木割は『(寺社作事指南書)』(番号6)で見られる<sup>63)</sup>。

孫七なる大工が慶長20年(1615)に筆録した木割書として『孫七覚書』は知られており、伝来の経緯は詳らかにならないものの、上方で成立したものであるらしい<sup>64)</sup>。鳥居の木割として「トリイノ事」(番号9)が含まれており、部材の名称や部分の取り合いなどから、特に近世以前の内容が伝えられているという<sup>65)</sup>。

以上、中世の内容を有すると考えられる鳥居の木割書を挙げ、既往の研究を参照しつつそれぞれの歴史的な位置付けを確認した<sup>66)</sup>。その内訳は、中世の年号を記載する或いは中世に成立したと考えられる木割書が2点(番号1・2・4・5)、近世の年号を記載するが中世の内容を含むと考えられる木割書が7点(番号6・8～12・14)、年号は記載されていないが中世の内容を含むと考えられる木割書が2点(番号42・43)、合計11点(項目数にして13点)となる。これら木割書を比較対象の中心に据え、近世の主要な木割書の記述も交えつつ、「とりいのミやうもく」(番号3)の考察を進める。

### 4. 各部分を規定する内容与方法

「とりいのミやうもく」の内容と時代的な特質を、或いは木割書における中世と近世の差異を、それぞれ探求する上で、鳥居の主要な要素である柱間や主柱など柱についてまずは取り上げ、規定方法を参照し相互に比較する。特に、実寸と比例や比の係数といった観点から木割の方法を注視し、用法や意味の分析を進める(「4-1. 柱間の規定」及び「4-2. 柱径の規定」)。また、鳥居に固有の要素である笠木や鳥木もしくは貫についても、規定方法は特徴的であり、特に長さを決定する技法を念頭に、各木割書の記述を辿る(「4-3. 笠木や鳥木もしくは貫の長さの規定」)。更に、使用される言葉は明快に時代を反映しており、笠木・鳥木・まゆ・台輪・額束を

表す各名称や、かかい・せい・きくだき・みょうもくの各用語から、中世から近世へという変化を読み取ることを試みる(「4-4. 笠木・島木・まゆ・台輪・額束・せい・かかい等の用語」)。

以上の作業を実施すべく、16世紀から19世紀末葉までの木割書の中で鳥居の木割を記載する史料を収集し一覧を作成した(表1)。先に紹介した中世の内容を有するであろう11点だけでなく、近世の写本や版本の他、『とりいのみょうもく』も含め木割書は計36点(項目数にして計45点)を数えた。

#### 4-1. 柱間の規定

木割の体系は、各部分の相互に設定された比例関係の連鎖により成立する。全ての関係性の端緒となるのが柱であることは一つの基本であり、木割の要素として特別な位置付けにある<sup>67)</sup>。従って、木割を理解する上でまずは柱の規定方法から検討を始めたい。柱にまつわる部分として主に二種類が挙げられ、一つは柱間の寸法、一つは柱径の寸法である。

柱間の寸法は、建築の規模を決定する役割を担うため、比例の操作を採用する木割において極めて重要な部分である<sup>68)</sup>。つまり、柱間を大きくすれば建築全体が大きくなり、反対に小さくすれば建築も小さくなる、という仕組みが理念的に成立しなければならない。

「とりいのミやうもく」(番号3)では、柱間を直接的には規定していないが、「一ちやうの物にははしらのせいしやくなり」という一文が認められ、柱径との関係性から柱間に言及している。意味するところは「柱間が一丈の物(鳥居)は、柱径を一尺にする」という内容である。

『木碎之注文』に掲載される「鳥居之注文」(番号1)と「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)には、各部を規定する際に実寸(前者)もしくは比例(後者)を用いるという点で大きな違いがある。対比的に置かれる両項目では、それぞれ柱間を「間ノ広サ一丈四尺五寸」として1丈4尺5寸、及び「間ノ広サ□□下ハ一丈、石ノ面ハ一丈一尺也」として1丈(上端か)と1丈1尺(下端)と規定する。「就鳥居丈間二木作之事」は一見すると実寸だが、柱間以外の部分と部分には割合が設定されてもいるのであり、確かに比例を指向している。比例は乗法を用いるため、変数でも案出しない限り、出発点である柱間には具体的な数を提示せざるを得ない。「鳥居之注文」では全てを実寸で規定するため、端数がある数でも問題はない。一方で、「就鳥居丈間二木作之事」では比例で規定することが目指されているため、桁数の多い数では都合が悪く、「1」という数に意味があり<sup>69)</sup>、「一丈」に意識的であることは「丈間二木作」という題目に反映してもいる。

『(表五間御堂其外諸木碎)』(「とりい」)(番号42)では、「まも一<sup>(上)</sup>上二尺」として柱間を1丈2尺に規定する。「も」という助詞が用いられているのは、先行する「とりいのはしら一尺二寸」という記述に並立させると同時に、柱間と柱径の木割的な関係性を示唆するものでもあろう。

『鎌倉造営名目』にある鳥居の木割でも柱間を実寸で規定しており、「大もちとりいのミやうもく」(番号12)では、「間て二ちやうのとり<sup>(に脱カ)</sup>いて、はしらのせい式尺八寸」から始めており、柱間を具体的に2丈とする。同じく「鳥居ノ名目」(番号14)では、「三寸柱にてハ、間ヲハ四尺五寸ニスヘシ」として、柱間を4尺5寸に定める。いずれも柱径との関係を踏まえて柱間に言及する点で共通する。

『匠明・社記集』「花表木碎之事」(番号7)では、「高サ拾集量テ九集抄ト異言ニ云リ、是ハ壹丈六尺ノ時大地ヨリ笠木ノ上マテノ事也」という文章の中で、1丈6尺という具体的な大きさに言及があるものの、高さを規定する際の仮定として扱われており、話題の中心に柱間があるのではない。同様に、「下ノ間ヲ取テ笠木ノ下ハエ押立モ同シ」という記述も、高さを求める方法が柱間を用いて説明されている。類書である『(諸木碎目録)』「花表木碎事」(番号13)や『諸記集』「花表之事」(番号17)でも、基本的に記述内容は変わらない。但し、「花表之事」では「是は間壹丈五尺計ニシテノ事也、但間壹丈ニシテハ三寸モ高く可打也」として、1丈5尺や1丈という柱間をも想定している点で異なる。

『匠明・社記集』で見られたような、広さは高さに連関して一応は記述されるものの、あくまで広さではなく高さを規定することに狙いがあるのは、『新編雛形』(番号15)に記載される一文「高さをもつてひろさをさたむへし」で明確に表明されている。また、柱間について全く触れない木割書も存在する。木割の性質を踏まえれば、「柱間を規定しない」という状況も十分に想定し得るのであり、つまりは「柱間は任意に設定できる」ということに等しい。高さの兼ね合いでのみ柱間に言及する木割書や、柱間に全く言及しない木割書は、そのどちらも柱間を可変的なものとし、建築の規模は自由に操作することができるような、或いはそれを前提としているような書振であると見えよう。そのような傾向は近世の木割書で広く認めることができ、柱間を直接的に規定する事例は稀である。

以上より、柱間に関する記述の在り方は、凡そ二つに区分することができる。一つは、柱間の大きさがある特定の寸法(数)で規定する、もしくは柱間を柱径との関係性から規定する場合、一つは、柱間を高さと兼ね合いで言及する(つまり柱間を規定する意図がない)、もしくは柱間を規定しない場合である。柱間を規定するのは基本的に古い木割書であり、時代が下ると柱間は規定されなくなる。柱間が規定されないのは、比例の関係で構築される木割において、連鎖の出発点となる柱間の実体を記述するのが難しいためである。つまり、柱間を規定してしまえばその時点で比例は一元的に固定されてしまい、多元的であるべき木割の本分を逸失しかねない。それは、柱間を規定しないという選択肢がなかった時代の木割書において、より大きな課題であったに違いない。つまり、記述するとなると具体的にしか表現し得ず、言葉なり記号なり柱間を変数で抽象的に記述する方法を発明はしなかった。結局、柱間は記述しないという方向に進化するが、抽象的な比例を採用してなお具体的な柱間を規定せざるを得ないとき、「1丈」は何より抽象と具象を兼ね備えた数であった。

既往の研究において、木割における柱間の位置付けを問う中で、特定の具体的な寸法を規定するかしないか、という違いは、比例という方法的な観点からして大きいという指摘がある<sup>70)</sup>。つまり、木割の比例という理念的でもすれば机上の空論ともなり兼ねない方法を、柱間の絶対寸法が実践的な建築や設計という次元に繋ぎ止める役割を果たすと言う。

木割の方法に内在する理念と実践の接点は柱間である、という主張は、柱間に具体的かつ抽象的である「1丈」を採用する、という理解に通ずる。時代が下るに連れ木割書が理論的な傾向を強めていく中で<sup>71)</sup>、柱間を「1丈」と規定する「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)

や「とりいのミやうもく」(番号3)は、具象から抽象へと移行する過渡期に位置付けることもできよう。つまり、柱間を端数のある数で規定する段階(中世)から、端数のない数(例えば「1丈」)を経て、柱間を規定しない段階(近世)へ、という変遷が想定される。

#### 4-2. 柱径の規定

既に指摘した通り、柱径は柱間と共に連鎖する関係性の出発点になる。柱間の大きさを前提に存在する柱径に、特定の比例係数を乗じて他の部材の寸法が導き出されることは、木割の方法的な基本である。

「とりいのミやうもく」(番号3)では、「一ちやうの物にははしらのせい一しやくなり」と規定されおり、柱間の1丈と同じく1尺という具体的な数で柱径の寸法を提示している。柱間と柱径の関係性を示唆する記述を踏まえれば、意味するところは「柱径は柱間の十分の一にする」という1/10の割合を用いた比例の内容に等しい。

『木碎之注文』の「鳥居之注文」(番号1)では、「柱ノ勢一尺六寸、上ハ一尺四寸四分」として、1尺6寸や1尺4寸4分という具体的に細かな数値が規定されている。また、「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)でも「柱ノ勢かむ木ノ下ハ一尺、下ハ一尺一寸」というように、一見すると実寸で規定されているかのようである。一方で、続く文章は「上ヨリ一尺二寸ツ、大きニ作也」であり、「ずつ」という文言から柱の上端から下端までいずれの部分も比例関係を用いて定めることを明示しており、「上より1尺につき1寸ずつ大きく作る」と理解できる<sup>72)</sup>。であるならば、1丈の柱間と1尺の柱径にも1/10という割合の比例関係が想定される。なお、「鳥居之注文」の柱間14尺5寸と上端柱径1尺4寸4分の比を取ると、0.099…となり、約0.10であることが分かる<sup>73)</sup>。

『表五間御堂其外諸木碎』の「(とりい)」(番号42)では、「とりいのはしら一尺二寸」と書き始められ、続いて「まも一上二尺」と規定する。柱径が1尺2寸であり、柱間も同じ係数が採用され、つまりは両者の間に1/10という割合が設定されていることになる<sup>74)</sup>。

『鎌倉造営名目』の「大もちとりいのミやうもく」(番号12)では、「(に脱力)間て二ちやうのとりいて、はしらのせい(に脱力)式尺八寸」と規定され、柱径を具体的に2尺8寸とし、柱間との比を取ると0.14になる。一方で、「鳥居ノ名目」(番号14)は、柱間と柱径に1/10の割合を設定することに意識的であり、「柱ノツクリやうハ本にて十分一にとりスヘシ」と明記する。一方で、「三寸柱にてハ、間ヲハ四尺五寸ニスヘシ」及び「五寸ノ柱にてハ、間ヲ六尺二寸ニあてヘシ」や「六寸ノ柱にてハ、間ヲ七尺二寸ニあてヘシ」という固定された数値を例示しており、3寸から6寸まで柱径を大きくし、対応させて柱間を4尺5寸・6尺2寸・7尺2寸と変化させる。比例操作ではなく柱径の大ききで場合分けをしており、柱間から0.1の比で柱径を決定する先の記述とは全く異なる方法で木割を補完する<sup>75)</sup>。

『林家木割書4冊の1木摧』の「四ツ鳥居」(番号4)では、冒頭「柱ハ下ノ間ニテ寸数へ」とあり、明確に比例の操作により柱径が規定されている。「寸数」とは1尺に対して1寸であり、つまりは、柱径は柱間の1/10の割合にする、という意味である。また、『林家木割書4冊の2・木摧』の「四鳥居覚」(番号11)でも、「柱ハ下ノ間にて寸」として0.1の「寸」を用いる。いずれも柱間には言及しないので、不明な柱間の大きさから柱径を求めることになる。『匠明・社記集』(番号7)の「寸算」や『諸記集』(番号17)も「寸計」も同様である。

『門之もくろく』の「とりいの事」(番号8)では、「柱のふとさわ間にて一寸一分かそへ」として、柱径を柱間から0.11の比例で算出させる。また、『(寺社作事指南書)』の「鳥居之事」(番号6)でも「柱ワ一寸二ブ数へ」と書き始められ、柱径を柱間から0.12の比例で算出させる。『孫七覚書』の「トリイノ事」(番号9)でも、「ハシラハ一寸二分カソエ」と同様である。規定のない柱間から比例の操作で柱径を算出する方法は、他の多くの木割書でも当て嵌まる。

以上より、柱径に関する記述の在り方は、凡そ二つに区別することができる。一つは、柱径を実寸で規定する場合、一つは、柱径を比例で規定する場合である。柱径を実寸で規定するのは、「とりいのミやうもく」(番号3)、『木碎之注文』(番号1・2)の二項目、『(表五間御堂其外諸木碎)』(番号42)、『鎌倉造営名目』(番号12・14)の二項目に限られ、他の多くの木割書では柱径を割合で規定する。また、実寸が用いられていても筆致からは柱間と柱径に比例の関係を想起させ、その係数は1/10という一つの指向性が認められる<sup>76)</sup>。『鎌倉造営名目』の「鳥居ノ名目」では、柱間と柱径に具体的な大きさを割り振り場合分けをするが(その際、柱間と柱径の割合に一貫性はない)、それとは別に1/10という割合で比例の関係を設定している。『林家木割書』(番号4・11)及び『匠明・社記集』(番号7)や『諸記集』(番号17)に見られる「寸数・寸算・寸計」に連なるものであろう。

既往の研究において、柱径は柱間より算出されるものとして捉え、それ以上に分析的な記述は見当たらない<sup>77)</sup>。本稿においても、基本的には柱径は柱間から算出されるという従来の理解と同様である。但し、柱間や柱径を実寸で規定するような古い木割書では、柱間と柱径に1/10の割合を設定する傾向にあることは指摘し得る。「とりいのミやうもく」でも柱間の「一ちやう」に対して柱径は「一しやく」と規定され、両者は1/10の割合である。

#### 4-3. 笠木や鳥木もしくは貫の長さの規定

鳥居の木割では、柱間や柱径だけでなく他の各部分についてさまざま規定される。その中でも特に時代的な差異を指摘し得る箇所として、笠木や鳥木もしくは貫の長さに注目したい。

「とりいのミやうもく」(番号3)では、「かさきのなかさハマを三にわりて一をきのミりやうへふたつをいだすべし」として、柱間の1/3を鳥木の出として笠木の長さを規定する。厳密にはこの一文だけで笠木の長さは決定し得ないが、「かさきおきることあしもとの中ずミより木のミのはなへミとをしにきるへし」という箇所により笠木の鼻の切り方を明確にすることで形態が定まり、結果として長さが決まる。一方で、その後に続く文章において「かさぎのながさははしらのとのつらを三けんにわりてのきとも五けん二すへし」とも規定され、改めて笠木の長さを柱間の5/3と定め、ほぼ同じ内容で指示は繰り返される。但し、各々で規定の内容に若干の違いがあり、そのために双方の笠木の長さは同一にならないという矛盾も生ずる。

『木碎之注文』の「鳥居之注文」(番号1)では、笠木や鳥木もしくは貫の長さを規定しない。一方で、「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)では、「冠木ノ長さ間うちヲ三ニわりて一取てそはの木ノ長さニする也、以上五間也」として、「そはの木」<sup>78)</sup>である鳥木の出を柱間の1/3と規定すると共に、全長を「五間」という言葉で表現しつつ五分となることを明記する。

このように、「就鳥居丈間二木作之事」や「とりいのミやうもく」は、

いわゆる「五間割」<sup>79)</sup>の技法を用いて、笠木や島木の長さを規定する。『林家木割書 4冊の1・木摧』の「四ツ鳥居」(番号4)では、「實ノ長サ五、内法ヲ三ツわり一ツツ、出入」として、五間割を貫の長さを用いる。一方で、「四鳥居」(番号5)は島木を規定する中で「軒之長サ五ツ割」と記述しており、島木の出に対して五間割を用いる。つまり、五間割は笠木や島木もしくは貫のどちらにも適応し得る技法であることが分かる。

『孫七覚書』「トリイノ事」(番号9)では、「カサ木ノナカサハ木ノミヲ五ツワリ」として笠木の長さを規定しており、やはり五間割を用いる。また、貫の長さは「ナカサハ木ノミノホト也」として、予め定められた島木の長さより導出する。『孫七覚書』の類書である『(諸木碎)』「とりいの事」(番号10)でも、「かさ木のなかさハ木のミにて五ツわけなり」として島木の長さを五間割とし、更に、『(諸木碎)』「とりいの事」(番号43)でも、「かさ木のなかさハ木のミにて五ツわけ也」とほぼ同じ文章で笠木の長さを規定し、貫の長さについても扱いは変わらない。つまり、まずは笠木や島木の長さを定め、次に貫の長さを笠木や島木より求めることになり、両方を個別に決めることはしない。

『門之もくろく』「とりいの事」(番号8)では、「貫のはなの長さわ貫の上ニて柱の中すミうちニて三ツニわりて又一ツを柱の中すミ方貫のはなまてあつる也」として、五間割の内容を丁寧に説明しつつ貫の長さを規定する。また、『匠明・社記集』「花表木碎之事」(番号7)では、「長サ下ノ間ニして五間割可用」と簡潔に貫の長さを規定した上で、笠木の長さは「端長サ柱貫幅上ニて柱本外面ニしてスズカイニ見切ヘシ」として、いわゆる「禪墨」<sup>80)</sup>を用いる。他の多くの木割書でも、まずは貫の長さを柱間より定め、次に笠木や島木の出を求める方法を採用する。

以上より、笠木や島木もしくは貫の長さに関する記述の在り方は、凡そ二つに区別することができる。一つは、笠木や島木で長さを規定する場合、一つは、貫で長さを規定する場合である。笠木や島木の長さを規定するのは、「とりいのミやうもく」(番号3)、『木碎之注文』「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)、『林家木割書 4冊の1・木摧』「四鳥居」(番号5)、『孫七覚書』とその類書(番号9・10・44)などに限られ、他の多くの木割書では貫で長さを規定する。

既往の研究において、貫の出を全長の1/5にする、という中世以来の操作が、近世になって「五間割」と簡潔に表現されるようになったという指摘がある<sup>81)</sup>。先述のように『匠明・社記集』(番号7)では、「五間割」という一語に内容を集約して表現し、貫の長さを定める。一方で、貫を対象に長さを規定する、という事柄そのものにも時代性を指摘することができる。長さを規定する際に笠木や島木を採用する木割書は古いものが多く、時代が下ると貫が変わるという傾向は認め得る。

また、既往の研究において、笠木の出を規定する「禪墨」の技法は、近世の木割書で記載されるようになる、という指摘がある<sup>82)</sup>。先述のように『匠明・社記集』(番号7)では、「禪墨」の技法により貫の出を踏まえて笠木の鼻の切り方を規定する。一方で、「とりいのミやうもく」でも「禪墨」は用いられている。「かさきおきることあしもとの中ずミより木のミのはなヘミとをしにきるへし」と規定し、笠木の出を求めるために、当該の部分と主柱の中心及び島木の端の3点が一直線上に揃うようにする。まさしく「禪墨」であって、必ず

しも近世以後の技法とは断言できない。但し、貫を見通すことを前提に笠木を決めるという条件が付けば、笠木より先に貫の長さを規定する必要があり、近世的とすることになる。

#### 4-4. 笠木・島木・まゆ・台輪・額束・せい・かかい等の用語

木割の内容は勿論のこと、木割の用語も時代と共に変遷することは既に指摘されている通りであり、中世と近世の差異を量る指標となり得る<sup>83)</sup>。

笠木や島木に対して、かつては異なる名称を使用していたらしい。笠木と島木の双方を一語で「冠木」<sup>84)</sup>と表現しており、『木碎之注文』(番号1・2)や『林家木割書 4冊の1・木摧』(番号5)などで確認することができる。また、島木の古称として、「きのみ」<sup>85)</sup>は比較的に多くの木割書に見られる。「とりいのミやうもく」(番号3)では、笠木は「かさき」であるが、島木は「きのミ」を用いる。更に、笠木と島木に対して「まゆ」<sup>86)</sup>という用語も当て嵌められていたようであるが、使用例は限られる。一方で、古い内容を伝えとされる複数の木割書で「まい」と表記する。「まゆ」と「まい」は、どちらか一方が他方に転訛したと想像されるが、全く別の言葉から派生した可能性もあり、断言はできない。「とりいのミやうもく」では、「まい」を採用する。

台輪も変遷した用語の一つであり、かつ微妙に変化した言葉が多い。『木碎之注文』(番号1・2)の独特な表現である「かふしわ」<sup>87)</sup>を除くと、凡そ「えんざ」か「わらざ」の系統に区別できるようであり、使用例として、それぞれ「えんざ、えんさ」や「わらざ、わらさ、わらた、わくさ、わりた」がある<sup>88)</sup>。また、「円」や「藁」や「座」の漢字が当てられてもいる。「とりいのミやうもく」では、「えんさ」を使用する。

額束を「しまぎ」<sup>89)</sup>または「がくぎ」と表記する木割書があり、時代的な差異として読み取ることができる。「しまぎ」は少なからず確認されるが、「がくぎ」とするのは『鎌倉造営名目』(番号12・14)に見られる「かく木」と「がく木」の他、「とりいのミやうもく」の「かくき」のみである<sup>90)</sup>。

木割で寸法を規定する際、広さや厚さなどの部分を特定する必要はあるが、より概念的に大きさを意味する用語として専ら「勢」の字を当てる「せい」<sup>91)</sup>がある。近世の木割書ではほぼ見られず、古い用語と考えられている<sup>92)</sup>。「とりいのミやうもく」では「はしらのせい」として用いられ、具体的には柱径を指示していよう。

比例の割合を意味する用語として、近世の「かぞえ」等とは異なる旧来の「かかい」が『鎌倉造営名目』(番号12・14)などで使われている<sup>93)</sup>。「とりいのミやうもく」では「三ふんかゝい」や「七めんかゝい」として用いられ、どちらも3分や7免の割合を意味することになる。

近世では一般的な「木割」の用語も、以前は異なる言葉が使用されていたようであり、その一つに「きくだき」が挙げられる。例えば、比例の操作や寸法を算出する方法といった意味合いでの「木碎」<sup>94)</sup>は『木碎之注文』という名称にも見られるが、「碎」<sup>95)</sup>の語法そのものは更に時代を遡り得る<sup>96)</sup>。「とりいのミやうもく」では、木割部分の末尾に「これハとりいの木くだきなり」と記載されており、木割そのものを「木くだき」と呼称する<sup>97)</sup>。

木割の文章が記された書籍・書類等の文書に対して、例えば近世では「雛形」等が用いられるものの、必ずしも一様ではなく名称は

さまざまであり、中世では「注文・名目・目録」などの使用例が確認できる<sup>98)</sup>。特に、「名目」は「大もちとりのミやうもく」(番号12)や「鳥居ノ名目」(番号14)の他、『鎌倉造営名目』において複数の文書において項目名として使用されている。また、「三チウノトウメウもく」と題された文章の中にある「これちくと(假アルカ)のめうもくウツシ」<sup>99)</sup>の一文より、「名目」が文書そのものに対して当て嵌め得る概念であることが分かる。「とりのミやうもく」では、『鎌倉造営名目』と同じ「名目」を項目名に付す。

#### 4-5. 木割の方法と用語における時代的な差異

木割の方法と用語という観点から、鳥居に関する木割書の記述を参照し、特に注目した部分の全ては表1にまとめた。中世的と考えられる要素(表中では太字ゴシック体で表記)を抽出した結果、分布は明らかに偏り、時代的な差異として読み取ることができる。

#### 5. 木割書の変遷と「とりのミやうもく」の位置付け

改めて、中世と近世の差異を念頭に木割書の変遷を確認しつつ、「とりのミやうもく」の内容と時代的な特質を指摘したい。

木割の方法について、比例の関係性の出発点という意味合いで重要な柱間や柱径など柱の扱われ方にまずは注目した。その結果、柱間を規定するかしないか、という違いは時代的な差異として認められ、同時に柱間と柱径に1/10の割合が設定される傾向にあることも指摘した。また、笠木や島木もしくは貫についても違いがあり、時代が下ると共に長さを規定する部分は笠木や島木から貫へと変化した。「とりのミやうもく」でも、柱間を1丈と規定し、柱間と柱径の比を0.1とし、笠木や島木で長さ算出する。いずれも、近世以前の特徴を継承するものとして蓋然性が高い。殊に、規定されていた柱間が「1丈」の段階を経て規定されなくなる、という進化の過程が推察できる。

木割の用語について、言葉は明確に時代を反映しており新旧の差異は明瞭であった。中でも「せい(=大小を意味する用語)」や「かかい(=比例を意味する用語)」といった抽象的な概念を伴う語は、中世から近世へ継承し難かったようであり、直ぐに忘れ去られてしまう。一方で、「きのみ(=島木を意味する用語)」や「えんざ・わらざ(=台輪を意味する用語)」や「しまぎ・がくぎ(=額束を意味する用語)」といった具体的な部分を示す語は、近世になっても残存し易かったようであり、版本で復古的に用いられたりもした。「とりのミやうもく」でも、中世と近世の隔たりを読み取ることでできる用語は幾つかある。「きのみ・まい・えんざ・かくき」など古風な名称が使用され、「せい・かかい」など概念を表す古い言葉も見られた。

これら中世的な要素として指摘して良いであろう各点は、「とりのミやうもく」でも当て嵌まり、史料の来歴は不明かつ文章は難解で現代語訳が不能な箇所があるものの、確かに中世の内容を伝える木割書と言える。

#### 注

- 1) 内藤昌「大工技術書について」(『建築史研究』30、彰国社、1961.10、pp.11-12)では、木割書の変遷過程を第1期から第5期までに区分して捉えており、順に「創生期・中世建築技術の集大成・中世的技術書の近世への再編成・技術書の完成期・公版技術書の最盛期」と概括する。
- 2) 例えば、溝口明則「木割書について」(『近世社寺建築の研究 第三号』、奈良国立文化財研究所、1992.4、pp.72-73)では、『木割之注文』と『匠明』を比較した上で両者の特徴を整理している。

- 3) 内藤昌・西村真孝「木割書『孫七覚書』について その1」(『日本建築学会東海支部研究報告集』7、日本建築学会、1969.11、p.118)などで用いられているが、本稿では改めて時代的な差異を検討することを目的にしており、同語は使用していない。
- 4) 中世から近世へという道程を照射し得る代表的な論点の一つとして、「免」と「面」の意味や成立した背景を切り口とした研究があり、内藤昌『新柱離宮論』(鹿島研究所出版会、1967.2、pp.146-150)、中川武・河津優司「住宅木割書の研究 その3 面碑について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、1982.8)、渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「いわゆる『木割之注文』(『寿彭覚書』)における木割体系の特質」(『日本建築学会計画系論文報告集』378、日本建築学会、1987.8、pp.134-139)等で論じられている。
- 5) 河内家文書・小林家文書・林家文書・安田家文書等を対象とした研究がある。「3. 中世の内容を有するとされる鳥居の木割書」参照のこと。
- 6) 拙著『木割表現論』、中央公論美術出版、2014.12、pp.172-174。
- 7) 拙著『木割表現論』(中央公論美術出版、2014.12)において、「鳥居之注文」(番号1)と「就鳥居丈間二木作之事」(番号2)が約1.5倍の相似形になることを踏まえ建築的な比例感覚として成立し得るか、という問題を提起し(pp.138-141)、「丈間二…」という項目名からも分かる通り敢えて1丈が選択されているのは「実寸から比例へと変換される過渡的な段階」にあるが故の帰結であった、という理解を提示した(pp.144-145)。
- 8) 中川武「評論」(『日本建築学会技術報告集』20、日本建築学会、2004.12、p.411)では、木割書の今後の研究に対して「変遷に対するヴィジョンを構築する」ことの必要性を指摘する。
- 9) 拙著『木割表現論』、中央公論美術出版、2014.12、p.141。
- 10) 令和2年(2020)4月に古書店より古文書を購入した。古書店に古文書の来歴等を問い合わせたところ、まったく不明であるとの回答があった。古文書には崩し字にて鳥居の木割が記述されていた。これまでに当該の木割書もしくは記述内容を目にしたことはなく、他の研究者が言及してもしないようであることから、学界には未だ知られていないと思われる。
- 11) 神仏の要素を混交した鳥居が近世木割書に記載されることもあり、例えば、『匠家雛形・中之巻』(番号30)や『鳥居之巻』(番号31・32)などで確認することができる(拙著『木割表現論』、中央公論美術出版、2014.12、pp.164-165)。
- 12) 他にも鎌倉の常楽寺(鎌倉市大船)や湖南の常楽寺(湖南省西寺)が念頭に上がる。特に、鎌倉は河内家の拠点であり、同家の木割書である『鎌倉造営名目』は、「とりのミやうもく」との類似性が幾つか認められるものの、直接的に関連を指摘し得る手掛かりがない。
- 13) 『寺系興衰詳細』には歴代職職と在任期間が列記されており、その中に「第三十一世 什慶 嘉録三癸亥住山 応仁戊子退職」とある(常楽寺・塩田文化財研究所編『常楽寺綜覧』、常楽寺美術館、1990.6、pp.96-97)。
- 14) 応仁以前の「癸亥」は嘉吉3年に当たる。
- 15) 黒田基樹・平山優・丸島和洋・山中さゆり・米澤愛 編『戦国遺文 真田氏編 第一巻』、東京堂出版、2018.5、p.203。
- 16) 丸島和洋「総論 信濃真田氏の系譜と政治的動向」『論集 戦国大名と国衆 13 信濃真田氏』、岩田書院、2014.3、p.47。
- 17) 上田小泉誌刊行会 編『上田小泉誌第二巻 歴史篇下』(小泉上田教育会、1960.11)によると、真田氏の直轄地(pp.33-35)や真田氏家臣の海野氏に付与した「上丸子村」の知行地(pp.31-33)には、「番匠」に給与した免租地が含まれている。
- 18) 渡邊保忠「日本建築生産組織に関する研究 1959」、明現社、2004.12、p.156。
- 19) 内藤昌『SD 選書 4 江戸と江戸城』、鹿島研究所出版会、1966.1、pp.172-178。
- 20) 未詳。⑩には同じく「きををとす」、⑪には類する「きをすべる」がある。「きををとす」とは傾斜を付けるの意か。復元図は試みに笠木の端に傾斜を付けて描画した。
- 21) 主柱との比例と考えられるが、「三分」では小さすぎるか。文字は明確に「三」と記しており、比例の関係を主柱以外に求めることも考え難い。なお、④でも飛貫の丈を規定しており、違和感のない相応の大きさとして解釈できる。一方で、島木の下端から飛貫の下端までを規定する⑫の解釈に間違いがないとすると、④と⑫の記述はそれぞれに符合し、その点で「三分」は妥当と言える。
- 22) 未詳。
- 23) 控柱が小さくなり過ぎるか。復元図は試みに「ひぬぎ」を控貫と解釈した場合も⑬として描画した。
- 24) 「すはり」は「宍り」で転びの意か。なお、「宍り」は近世木割書で普及した用語であり、『新編雛形』(番号15)などで広く用いられた(拙著『木

- 割表現論』(中央公論美術出版、2014.12、p.157)。
- 25) 未詳。「きをすべし」とは傾斜を付けるの意か。注 20 を参照のこと。復元図は試みに主柱に転びを付けた。そのため柱間は上下で異なることになり、ひとまず上側で柱間を測った。注 39 を参照のこと。
- 26) ㊦でも笠木の長さを規定する。本文「4-3. 笠木や島木もしくは貫の長さの規定」参照のこと。復元図は左側の笠木で㊦を描画した。
- 27) 未詳。端など部位を示すか。なお、「大もちとりのミやうもく」(番号 12) には「かさ木のとうのたけははしらて七分かすへ」とあり、「鳥居ノ名目」(番号 14) には「とうのたけハ柱にて七分かすいなり」とある。
- 28) 「まい」を笠木・島木の高さ方向を示すと解釈したが、「下バ」とあるので深さの可能性もある。但し、『木碎之注文』(番号 1・2) や『鎌倉造営名目』(番号 12・14) で深さを規定する場合は、「ふかさ」と明記する。なお、笠木・島木の具体的な高さは規定されていない。
- 29) 「七めん」はいわゆる「七面取」とすると(内藤昌『新柱離宮論』、鹿島研究所出版会、1967.2、pp.146-149)、大きさから判断して「片面落(6/7)」か「面内(5/7)」が妥当であるだろう。つまり、貫の高さは笠木・島木の柱径の 0.857…か 0.714…になる。復元図は試みに「面内」で描画した。
- 30) 「かくへし」を「欠く」と解釈し、訳して「削る」を当てた。
- 31) 鑄のある部分は笠木であると判断し、「うへ」を「笠木」と訳した。
- 32) 「五ふん一」は笠木の高さを「五」と判断した。
- 33) 本文「4-4. 笠木・島木・まゆ・台輪・額束・せい・かかい等の用語」参照のこと。
- 34) 未詳。復元図は試みに額束の広さを飛貫の大きさと同じにした。
- 35) 未詳。「きををとす」とは傾斜を付けるの意か。注 20 を参照のこと。復元図は試みに額束に傾斜を付けて描画した。
- 36) 本文「4-4. 笠木・島木・まゆ・台輪・額束・せい・かかい等の用語」参照のこと。
- 37) 未詳。「大もちとりのミやうもく」(番号 12) にある「下ハひろさハ柱セイ外ニ柱五分一ハ出ヘシ」の規定に類するものか。復元図は試みに主柱の五分の一ずつを台輪の両側に出した。
- 38) 本文「4-3. 笠木や島木もしくは貫の長さの規定」参照のこと。
- 39) 復元図は試みに飛貫の上端の高さを規定するものとして描画した。一方で、柱間の大きさは飛貫の上端で測る、という解釈も成立し得る。「大もちとりのミやうもく」(番号 12) には「たかさのあてようハかみのぬ木の間まをとんで地のおもてからぬ木のしたはへたてへし」とあるように、高さを規定する中で「貫の間」を用いている。
- 40) どの部分を指しているのか不明。復元図は試みに「こしぬき」を袖貫と解釈し、袖貫の下端の高さを、㊦袖柱もしくは㊧主柱が三分の位置でそれぞれ描画した。
- 41) 未詳。「門之もくろく」(番号 8) にある「わきとりのひろさわそとのおぜを大とりのうちのりへうへにておしまわす也」の「おぜ」に類するものか。なお、永井康雄・飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書に見られる鳥居について」(『日本建築学会技術報告集』3、日本建築学会、1996.12、p.251) では、「そとのおぜ」を「外法」と解釈している。
- 42) 「いるやうニあてべし」は「入るようにならぬ」で袖柱が主柱の内側に入るようにするの意か。『匠明・社記集』(番号 7) にある「同間ハ鳥居ノ下ノ間柱内ニ押籠ルト云リ」の「押籠ル」に類するものか。なお、伊藤要太郎『匠明五巻考』(鹿島研究所出版会、1971.12、pp.104,166) では、袖柱の位置を「袖柱内法を鳥居の下の間と同じにする」と解釈している。復元図は試みに袖柱の外法と主柱の内法の大きさが同じとなるように描画した。
- 43) 未詳。
- 44) 貫について勾配を規定する例は、「大もちとりのミやうもく」(番号 12) にある「かけ入ハ九分こはい」で見られる。
- 45) 未詳。「重ね木」で笠木と島木の意か。
- 46) 『木碎之注文』「鳥居之注文」(番号 1) では、「ぬきノ下ヨリ冠木ノ下迄二尺七寸」とあるように、冠木の下端から貫の下端までを規定する。復元図は試みに島木の下端と飛貫の下端が主柱径と笠木の高さを合わせた大きさとなるように描画した。また、「就鳥居丈間ニ木作之事」(番号 2) では、「冠木と横とのあひ柱ノ本ノ勢也」とあるように、冠木の下端と貫の上端を柱の大きさと規定する。島木と貫の間を柱の大きさとする例は、他の幾つかの木割書でも見られる。
- 47) 未詳。「とのつら」で「外面」か。復元図は試みに外面で描画した。
- 48) ㊦でも笠木の長さを規定する。本文「4-3. 笠木や島木もしくは貫の長さの規定」参照のこと。復元図は右側の笠木で㊦を描画した。
- 49) 新見貫次・永井規男「洲本御大工齊藤家旧蔵の木割書について」『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』21、日本建築学会、1981.6、pp.521-524。
- 50) 全文は、木碎之注文研究会編・中川武 監修『木碎之注文 影印・釈文篇』(中央公論美術出版、2013.2) で翻刻されている。
- 51) 『談山神社文書』、談山神社刊書奉賛会、1929.11、pp.250-251。
- 52) 川上貢「損色の研究」『日本建築史論考』、中央公論美術出版、1998.10、pp.352-353。
- 53) 例えば、柱について記述する箇所を比較してみると、『木碎之注文』では「一、柱ノ勢一尺六寸、上ハ一尺四寸四分」とあり、『談山神社文書』では「一、ハシラ、長サ二丈二尺、土ヨリ上、此外根へ入分七尺、合二丈九尺、フトサ二尺四寸、数二本」とある。木割書では大きさを「勢」(「4-4. 笠木・島木・まゆ・台輪・額束・せい・かかい等の用語」参照のこと) という概念的な言葉で表現するが、積算書では「長サ」や「フトサ」という具体的な部分で示す。また、木割書では見える部分のみを対象とするが、積算書では「土ヨリ上」だけでなく、「根へ入分」のように土中で見えない部分の長さも示す。さらに、木割書では明記しない部材の員数について、積算書では記載すべき重要な情報となる。以上のような違いがある。
- 54) 関口欣也「解題 中世の鎌倉大工と造営名目」『鎌倉市文化財総合目録 建造物篇』、鎌倉市、1987.3、pp.762-763。
- 55) 鎌倉市文化財総合目録編さん委員会編『鎌倉市文化財総合目録 建造物篇』(鎌倉市、1987.3) 及び『鎌倉近世資料 扇ガ谷篇(一) 河内家(一)』(鎌倉市教育委員会、1998.3) で翻刻されている。
- 56) 永井康雄・飯淵康一・関口重樹「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書について その 1 木割書の概要」『日本建築学会東北支部研究報告集』58、日本建築学会、1995.6、pp.15-18。
- 57) 全文は、永井康雄・飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書に見られる鳥居について」(『日本建築学会技術報告集』3、日本建築学会、1996.12) で翻刻されている。
- 58) 永井康雄・飯淵康一「匠明・社記集」の成立過程について(『日本建築学会計画系論文集』487、日本建築学会、1996.9、pp.203-213) では、既に知られていた『匠明・社記集』と『諸記集』だけでなく、新たに小林家文書の『(諸木碎目録)』を比較の対象に加え、慶長期に『匠明・社記集』の祖本が成立したこと、『(諸木碎目録)』が慶安 4 年(1651)に筆写されたこと、『諸記集』の祖本が元禄 10 年(1697)以降に成立したこと、以上を勘案して『匠明・社記集』が成立したのは江戸時代中期以降であることを指摘している。
- 59) 伏見唯「林家木割書について(1) 林家の由緒」『日本建築学会関東支部研究報告集』77、日本建築学会、2007.2、pp.285-288。
- 60) 吉田純一「京大工頭中井の棟梁家(1) 和州法隆寺村の安田家」『日本建築学会関東支部研究報告集 計画系』56、日本建築学会、1985.7、pp.169-172。
- 61) 『斑鳩町文化財調査報告集第六集 奈良県生駒郡斑鳩町 安田家文書調査報告書』、斑鳩町教育委員会、2009.3、pp.13-15。
- 62) 坂本忠規・伏見唯・中川武「木割書『万木碎』について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、2013.8、pp.335-336。
- 63) 全文は、『斑鳩町文化財調査報告集第六集 奈良県生駒郡斑鳩町 安田家文書調査報告書』(斑鳩町教育委員会、2009.3) で翻刻されている。
- 64) 内藤昌・西村真孝「木割書『孫七覚書』について その 1」『日本建築学会東海支部研究報告集』7、日本建築学会、1969.11、pp.118-121。
- 65) 内藤昌・西村真孝「木割書『孫七覚書』について その 3」(『日本建築学会東海支部研究報告集』7、日本建築学会、1969.11、pp.127-128) では、鳥居の木割を例に「木割書としての年代の古さ」を指摘している。
- 66) その他にも、明治前日本科学史刊行会編『明治前日本建築技術史』(日本学術振興会、1951.3、pp.284-286) で「阿部家所蔵文書」や「大工斗墨曲尺之次第」が中世に成立した木割書として紹介され、渡辺保弘「初期木割書における鳥居木割について」(『日本建築学会関東支部研究報告集』、日本建築学会、1990.1、pp.249-252) でも論述されているが、原本の所在が不明であり、全文を参照することができないため、本稿では考察の対象に含めていない。
- 67) 伊藤要太郎『匠明五巻考』(鹿島研究所出版会、1971.12、pp.235-236) では、『匠明』から読み取ることのできる木割の基本的な性格がまとめられており、「比例関係の基本となるものは柱間の大きさ」と指摘した上で、次に柱の寸法が、更には各部の寸法が、それぞれ規定されると説明する。
- 68) 中川武「建築規模の変化と木割の方法」(『日本建築学会計画系論文報告集』362、日本建築学会、1986.4、p.114) では、「原則的に、基準柱間に「自由なる」寸法値が投入されれば、ほかの全ての寸法値が自動的に決定されるシステムの形成」が木割の方法的な本質であると捉えている。

69) 溝口明則『木割の解説』『木割之注文 解題・現代語訳篇』、中央公論美術出版、2013.2、p.166。

70) 中川武「匠明」における基準柱間の絶対寸法指定について(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、1981.9、pp.2249-2250)では、「基準柱間の標準寸法の規定は、(中略)建物の実態と設計の実践につなぎとめるのに重要な役割を果たすもの」と主張するが、一方で、依拠する木割書は『匠明』であり、「かなり任意にL(柱間のこと、引用者注)の寸法を選択することも前提としている」と説明する通り、『匠明』は柱間を規定しているとは言い難い側面があることは、本稿においても論じている。

71) 拙著『木割表現論』、中央公論美術出版、2014.12、pp.162-174。

72) 木割之注文研究会 編・中川武 監修『木割之注文 解題・現代語訳篇』、中央公論美術出版、2013.2、pp.46-47。

73) 柱間と柱径の比として、0.1を目指して柱径を1尺4寸5分にしな理由は、判然としな。また、柱間と下端柱径の比は0.110…になり、約0.11である。

74) 永井康雄・飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書に見られる鳥居について」『日本建築学会技術報告集』3、日本建築学会、1996.12、p.250。

75) 柱間と柱径の比を取ると順に0.066…・0.080…・0.083…となり、理想的な比の0.1と大きく乖離するのは、建築の実際と木割の方法の隔たりとも理解することができようか。

76) 『四ツ脚鳥居仕様図』『四脚花表』(番号39)は、柱間を「間一丈」と実寸で規定し、柱径で「寸かそへ」と1/10の割合を設定する。また、笠木・鳥木に「舞」という古風な用語を用いるなど、近世に成立したであろう木割書としては特異である。なお、笠木の長さを規定する点も特筆されるが、方法は五間割ではない(本文「4-3. 笠木や鳥木もしくは貫の長さの規定」参照のこと)。

77) 例えば、伊藤要太郎『匠明五巻考』(鹿島研究所出版会、1971.12)等。

78) 木割之注文研究会 編・中川武 監修『木割之注文 影印・釈文篇』(中央公論美術出版、2013.2、p.214)。

79) 渡辺保忠・中川武「匠明」花表・貫の五間割について『日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、1971.9、pp.1005-1006。

80) 中村達太郎『日本建築辞彙(新訂)』、中央公論美術出版、2011.10、pp.236,408。

81) 渡辺保忠・中川武「匠明」花表・貫の五間割について『日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、1971.9、pp.1005-1006。

82) 「笠木の鼻の切り方に、江戸時代のものには櫛墨と称する方法がある」(乾兼松「木割」『明治前日本建築技術史』、日本学術振興会、1961.3、p.289)

83) 意図的に古風な言葉を使用する近世の木割書もあり、例えば『新編拾遺 大工規矩尺集』では「きのミ」や「しま木」が使用されている(拙著『木割表現論』、中央公論美術出版、2014.12、pp.157,162)。

84) 木割之注文研究会 編・中川武 監修『木割之注文 影印・釈文篇』(中央公論美術出版、2013.2、pp.212-213)。

85) 内藤昌・西村真孝「木割書『孫七覚書』について その3」『日本建築学会東海支部研究報告集』7、日本建築学会、1969.11、pp.126-129。

86) 例えば、『木割之注文』では笠木や鳥木をそれぞれ「上まゆ」や「下まゆ」と表記する。

と表記する。木割之注文研究会 編・中川武 監修『木割之注文 解題・現代語訳篇』(中央公論美術出版、2013.2、p.46)では、「鳥居之注文」にある「まゆノふかさ」と記述される箇所において、「肩は鳥木と笠木の境目」と解釈する。

87) 「かふしわ」を「蓋し輪」或いは「蓋端」とし、台輪と解釈している(渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「いわゆる『木割之注文』(『寿彭覚書』)における堂・社・門の木割体系」『日本建築学会計画系論文報告集』362、日本建築学会、1986.4、pp.124-125)。

88) 「わくさ」については、「わらさ(藁座)」の誤写なのか或いは実際に「わくさ」という語が存在していたのかは明らかでない(永井康雄・飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書に見られる鳥居について」『日本建築学会技術報告集』3、日本建築学会、1996.12、p.251)という指摘は、「わりた」にも当て嵌まるだろう。

89) 渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「いわゆる『木割之注文』(『寿彭覚書』)における堂・社・門の木割体系」『日本建築学会計画系論文報告集』362、日本建築学会、1986.4、p.125。

90) 『三番』(番号36)では、額束に対して「額短木」という漢字を当て、「がくづか」と「がくぎ」が混在したような語感で表記する。

91) 河津優司「用語の解説」『木割之注文 影印・釈文篇』、中央公論美術出版、2013.2、p.358。

92) 渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「『古河新兵衛覚書』系本における木割の特質」『日本建築学会計画系論文報告集』日本建築学会、1985.6、p.87。

93) 河津優司「用語の解説」『木割之注文 影印・釈文篇』、中央公論美術出版、2013.2、p.358。

94) 渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「いわゆる『木割之注文』(『寿彭覚書』)における木割体系の特質」『日本建築学会計画系論文報告集』378、日本建築学会、1987.8、p.134。

95) 河津優司「『木割・面砕論』メモ」『大工技術の言語化に関する研究 初期大工技術書に見られる語句の用例集作成を通して』、2015.3、p.13。

96) 長享3年(1489)の年号を記載する『三代巻』に確認される(太田博太郎 監修・内藤昌 校注『注釈愚子見記』、井上書院、1988.6、pp.8の51-53)。

97) 『(表五間御堂其外諸木割)』(「とりい」(番号42)にも、本文中に「きくたき」の語が見られ、木割そのものを指している。

98) 伏見唯「木割書」木割」を意味する名称についてのメモ」『大工技術の言語化に関する研究 初期大工技術書に見られる語句の用例集作成を通して』、2015.3、pp.15-19。

99) 鎌倉市文化財総合目録編さん委員会 編『鎌倉市文化財総合目録 建造物篇』、鎌倉市、1987.3、p.710。

図版出典

図1：著者蔵。図2：著者作成。

付記

・本稿は、JSPS 科研費(課題番号：24K07867)による研究成果の一部である。

表1 鳥居を載せる主要な木割書と各部分の規定内容

太字ゴシック体による表記：中世的と判断される木割書名や項目名及び要素(時期・方法・用語など)について太字ゴシック体で表記した。  
 <笠>及び<貫>の表記：「笠木鳥木・貫の長さ」において、笠木や鳥木に関する文言には冒頭に<笠>を、貫に関する文言には冒頭に<貫>を、それぞれ付した。

番号	木割書名	和・西暦	項目名	柱間	主柱	笠木鳥木・貫の長さ	笠木	鳥木	まゆ	台輪	額束	せい	かかい
1	『木割之注文』	永禄5/1562/天正2/1574	鳥居之注文	間ノ広サー丈四尺五寸	柱ノ勢一尺六寸上ハ一尺四寸四分	-	冠木・くわんのき	-	まゆ	かふし	四万木	勢	×
2			就鳥居丈間二木作之事	間ノ広さ□□下ハ一丈、石ノ面ハ一丈一尺也	柱ノ勢かむ木ノ下ハ一尺、下ハ一尺一寸上ヨリ一尺二寸ツツ、大き二作也	<笠> 冠木ノ長さ間うちヲ三ニわりて一取てそはの木ノ長さニする也、以上五間也	かむ木・冠木	-	まゆ	かふし	嶋木	勢	×
3	『とりいのみょうもく』	元龜3/1572	とりいのみやうもく	一ちやうの物にハはしらのせいしやくなり	-	<笠> かさきのなかさハまを三にわりて一をきのみりやうへふたつをいたすべし	かさき	きのミ	まい	えんさ	かくき	せい	かゝい
4	『林家木割書4冊の1・木推』	天正5/1577 寛永期1624-1644	四ツ鳥居	-	柱ハ下ノ間ニテ寸数へ	<貫> 實ノ長サ五、内法ヲ三ツわり一ツツ、ハス	カサキ	-	マイ	エン座	嶋木	×	×
5			四鳥居	-	柱の大さ下ノ間ニテ寸一分かすへ	<笠> 軒之長サ五ツ割	冠木 笠木	-	まゆ	わら座	嶋木	×	×
6	『(寺社作事指南書)』	慶長9/1604 慶長14/1609 慶安4/1651 万治3/1660	鳥居之事	(高サワナカスミト大ヌキノ下バトウチカエシナリ)	柱ワ一尺二寸数へ	<貫> 大ヌキノ長サワ間内三ツワリテ一ツツ、両ノハナハス	カサキ・カサ木	キノミ・木ノミ	マイ	ワラタ	シマキ	×	×

7	『匠明・社記集』	慶長13 1608 慶長15 1610	花表木碎之事	(高サ拾集量テ九集抄ト異言ニ云リ、是ハ壹丈六尺ノ時大地ヨリ笠木ノ上マテノ事也) (又下ノ間ヲ取テ笠木ノ下ハエ押立モ同シ)	柱太サ下ノ間ニして壹寸壹分、上ハ寸算少ク	〈貫〉長サ下ノ間ニして五間割可用	笠木	嶋木	×	大輪	額短	×	×
8	『門之もくろく』	慶長19 1614	とりのいの事	(たかさわ大貫の上と石の口まで柱貫のて上柱の中すミを取て同かやし也)	柱のふとさわ間にて一寸一分かそへ	〈貫〉貫のはなの長さ貫の上にて柱の中すミうちにて三ツ二わりて又一ツを柱の中すミ貫のはなまであつる也	かさ木・かさき	きのミ・木のミ	×	わくさ	ちま木	×	×
9	『孫七覚書』	慶長20 1615	トリイノ事	(タカサハ大ヌキノ下ニテ中スミ同カヘシ也)	ハシラハ一寸二分カソエ	〈笠〉カサ木ノナカサハ木ノミミ五ツワリ	カサ木・カサキ	キノミ・木ノミ	マヒ	ワラタ	シマ木	×	×
10	『(諸木碎)』	慶長20 1615	とりのいの事	(たかさハ大ぬきの下にて申すミ同かやしなり)	はしらハ一寸二分かそへ	〈笠〉かさ木のなかさハ木のミにて五ツわけなり	かさ木	木のミ	まい	わらた	しま木	×	×
11	『林家木割書4冊の2・木摧』	寛永7 1630	四鳥居覚	-	柱ハ下ノ間にて寸	〈貫〉貫之長五、中三両二ツ	カサキ・かさ木	-	まい	えん座	嶋木	×	×
12	『建築書式細目心得帳』 (『鎌倉造宮名目』)	慶安2 1649	大もちとりのミやうもく	間てちやうのとりのいはしらのせい式尺八寸 (たかさのあてようハカミのぬ木の間まをとんで地のおもてからぬ木のしたはへたてへし)	はしらのせい式尺八寸	〈貫〉ぬきのなかさハ間三分壹をのきしいたすへし	かさ木・かさき	-	まい・マイ	わらた	かく木	せい	かゝい
13	『(諸木碎目録)』	慶安4 1651	花表木碎事	(又下間をとりて柱ぬきの上はへ同かへしにもちゆる) (間ハとりのいノ下ノ間柱内ニをしこむといゑり)	柱ノ大キサ下ノ間にて壹寸壹分かそへ、上ハ少ソくして	〈貫〉同長サ下ノ間にて五間二わりて用ゆる也	かさ木	しまき・しま木	×	大わ	額短	×	×
14	『建築書式細目心得帳』 (『鎌倉造宮名目』)	慶安5 1652	鳥居ノ名目	三寸柱にて八間ヲハ四尺五寸ニスヘシ 五寸ノ柱にて八間ヲ六尺二寸ニあてヘシ 六寸ノ柱にて八間ヲ七尺二寸ニあてヘシ (タカサハカサ木ノ下ハにて間ヲとりてかふしふしノ上ハよりぬ木ノ下ハへあてヘシ)	柱ノツクリやうハ本ニて十分一にとりスヘシ	〈-> (ぬ木ノ長さも下かさ木ト同物なり)	かさ木	-	マイ	わりた・わらた	かく木	セイ	かゝい・かゝい
15	『新編雛形』	明暦元 1655	花表	(高さをもつてひろさをさたむへし) (下ノ間をとりて柱ぬき乃上はへあつる)	柱の大きさ下の間にて壹寸壹分、上すこしほそくしてよし	〈貫〉ぬきの長さ下の間を五ツにわり一ふんいたし、たつミツにひきあげぬきの長さにさだむへし	かさぎ	しまぎ	×	大わ	かくづか	×	×
16	『林家木割書・日本社之木摧』	延宝2 1674	鳥居之覚	-	柱ノ大サ間にて壹寸壹分かすへ	〈貫〉貫ノ長サ下ノ間三ツ二わりて一ふん出ス、立水ニ切也	かさ木	-	×	大わ	つか	×	×
17	『諸集』	延宝3 1675	花表之事	(高サ拾集量テ九集抄ト遺言ニ云リ、是は間壹丈五尺計ニシテノ事也) (但間壹丈ニシテハ三寸モ高ク可打也) (又下ノ間ヲ取テ柱穿上ハへ同返ニ可用)	柱太サ下ノ間ニテ一寸一分計、上は寸計	〈貫〉同ク長サ下ノ間ニテ五間割一分也	笠木	嶋木	×	大輪	額束	×	×
18	『建仁寺派家伝書・神社』	延宝5- 1677- 宝永頃 1710	鳥居之事	(高サハ石口にて柱内法を取て大貫の下はへ当るへし)	太サハ間にて壹寸式分斗 又ハ壹寸壹分にも	〈貫〉端ノ長サハ貫の所にて間を三ツに割て壹つ宛出ス	笠木	しま木	×	円座	かくづか	×	×
19	『諸木碎目録以上三十壹口也』	貞亨4 1687	とりのい乃事	(又下ノ間を取て柱ぬき乃上はへ同かへしにもちゆる)	柱の大サ下ノ間にて壹寸壹分かそへ、上ハ少ソくして	〈貫〉同長サ下ノ間にて五間に割てもちゆる也	かさ木	しまき	×	大わ	かくづか	×	×
20	『新編拾遺大工規矩尺集』	元禄13 1700	椀鳥居之目録	(内法乃高サハ石口乃柱中ずミを取て又石口より大貫乃上はへあつるなり)	柱乃ふとさ間にて壹寸壹分かすへなり	〈貫〉大貫乃長ハ間兩乃はなへ壹つづ、出し申なり	かさ木・笠木	きのミ	まい	わらさ・わらざ	しま木・額つか	×	×
21			二本華表	-	柱乃ふとさ石口にて壹寸壹分かす 但シふとさハ少づ、ほそき方ハ能候	-	-	-	×	-	-	×	×
22			大貫はななし鳥居	-	柱乃ふとさ間にて壹寸式分かすへなり	〈貫〉長サハ柱内法にてとめて柱へさげありにかけてうわくさびに打也 〈笠〉笠木乃長サ間内を四ツに割て一ふんづ、兩へ出申なり	かさ木・笠木	-	まい	わらざ	-	×	×
23	『社向書木割』	宝永頃 1704- 1710	鳥居華表 衡門	(高サハ石口ニテ柱内法ヲ取テ大貫ノ下端ヘ立ル)	柱ハ間ニテ壹寸式分計但シ柱ノ太サ一寸一分計ニモスヘシ	〈貫〉端ノ長サハ貫ノ当所ニテ間ヲ三ツニ割壹つ宛出ス	笠木	嶋木	×	円座	額束	×	×
24	『大匠雛形』	享保2 1717	四足花表	(下ノ間をとりて柱ぬきの上はへあつる)	柱の大きさ下の間にて壹寸壹分、上すこしほそくしてよし	〈貫〉ぬきの長さ下の間を五ツにワリ一分いだし、たつミツにひきひきあいぬきの長さに定べし	かさき	しまき	×	大わ	かくづか	×	×
25	『大匠手鑑』	享保6 1721	両部作	-	柱大サ下ノ間にて壹寸式分かそへ	〈貫〉ぬき長サ下ノ間を四ツにわり一ふん柱外つらより出ス	かさ木	しま木・嶋木	×	×	かくづか	×	×
26			稲荷作	-	柱大サ下ノ間にて壹寸式分かそへ	〈貫〉長サ下ノ間を四ツに割て一ふん、柱外つらより出ス	笠木・かさ木	嶋木・しま木	×	大輪	かくづか	×	×
27	『堂社門』	享保8- 1723- 享保20 1735	鳥居	(高サハ下ノ柱内法ヲ大貫ノ下ハエ打)	柱太サ間ニテ一寸式分計	〈貫〉大貫八十ノ長サ貫ノ當り所ニテ間内ヲ三ツニ割一ツ出ス	笠木	嶋木	×	円座	-	×	×

28	『諸建地割』	享保 15 1730	寸鳥居之事	(下ノ間ヲトリ柱貫の上ハへあつる)	柱大サ下ノ間ニテ壹寸 壹分カそへ	〈貫〉貫長サ下ノ間 ヲ五ツ二割分出シ 引上ケ貫長サニ定ル なり	笠木	しま木	×	台輪	かく短	×	×
29			四ツ足鳥居 之事	(高サにて間ヲ定シ、貫 ノ高サ八十枝たゞミ九枝 ぬくと申也共、下ノ間ヲ トリテ柱貫の上ハへあつ る)	柱大サ下ノ間ニテ壹寸 壹分トリ、上すこしほ そくしてよし	〈貫〉ぬき長サ下ノ 間ヲ五ツ割分柱 つらふ出シ上へ引上 ケぬきは長サニ定 ルなり	笠木・ かさ木	しまき・ しま木	×	大輪	かく短	×	×
30	『匠家雛形・ 中之巻』	延享 4 1747	(無題)	(高サにてひろさを定む へし) (下の間をとりて柱貫の 上ハへあつる)	柱大サ下ノ間にて壹寸 壹分取、上少しほそ くしてよし	〈貫〉ぬき長サ下 の間を三ツわり壹分 出シつ水にひき上 げぬきノ長サ定むへし	かさ木	嶋木・ しま木	×	大わ	かくつ か	×	×
31	『鳥居之巻』	享和 4 1804	花表	(明ヲ取下端まで立ル)	壹寸壹分取	〈貫〉貫鼻三ツ分 出ス	-	-	×	-	-	×	×
32			四足鳥居	(明ヲ取貫下ハえ當ル)	壹寸壹分計	〈貫〉三ツ分出ス	-	-	×	-	-	×	×
33	『増補初心伝』	文化 9 1812	鳥居木割	-	柱開の尺にて壹寸式分 かけ、笠木の下にて八 分九分にくくへし、八 分にくくとは壹丈の柱 なれハ笠木の下にて八 寸九分にくくハ九寸也	〈貫〉ひぬき出様ハ 明き三ツ割て壹寸也	笠木	嶋木	×	-	-	×	×
34	『当世初心雛 形』	嘉永 7 1854	諸鳥居之木 割	(高さ根包上より貫下 バまで内法四角なり)	柱の大サ大間拾に割壹 ツ、是を寸取と云なり	〈貫〉鼻のでは大間 三ツ割壹寸	笠木	嶋木	×	台輪	東	×	×
35	『宮形一』	-	四足鳥居	-	柱壹寸壹歩	-	-	-	×	-	-	×	×
36	『三番』	-	(無題)	(内法高地ノ上柱内法取 貫下エアツル)	柱大サ下ノ明ニテ一 寸式分ニモスヘシ 柱一才一分	-	笠木・ かさ木	□摩木	×	藁座・ ワラザ	額短木	×	×
37	『△印』	-	寸鳥居之事	(下ノ間ヲとりはしら貫 の上端えあつる)	柱大サ下ノ間にて壹寸 壹分カそひ はしら壹寸壹分カそひ	〈貫〉貫長サ下ノ間 を五ツ二わり壹寸出 し貫長引上ル也	笠木・ かさ木	嶋木	×	台輪	短	×	×
38			四ツ足鳥居 之事	(高サにて間を定へし) (下ノ間を取柱之上端え あつる) (はしら中墨を取り石口 ヨリ大貫上端えあつる有 之、石口ヨリ柱内法を取 貫ノ上端えあつる也)	はしら太サ下間にて壹 寸壹分取、上之方こく へし	-	笠木	しま木・ 島木	×	台輪・ 大輪	額短	×	×
39	『四ツ脚鳥居 仕様図』	-	四脚花表	間一丈 (高サ柱中すミニテ壹丈)	間二寸カそへ	〈笠〉笠木長サ柱面 ハ柱三本	笠木・ かさ木	-	舞	わらさ	かく短	×	×
40	『(寺社雛形)』	-	四足花表	(高下之間柱貫上ハへ立 ル)	-	-	-	-	×	-	-	×	×
41			(無題)	-	-	-	笠木	-	×	わらさ	-	×	×
42	『(表五間御堂 其外諸木碎)』	-	(とりい)	まも一上二尺	はしら一尺二寸	-	かさ木	-	×	-	しまき	×	×
43	『(諸木碎)』	-	とりいの事	(たかさハ大ぬきの下 にて申すミ同かへしなり)	はしら一尺二寸カそ へ	〈笠〉かさ木のなか さハ木のミにて五ツ わけ也	かさ木	木のミ・ 木之ミ	×	わらた	しま木	×	×
44	『(宮形)』	-	花表	(高さおもつてひろさを さだむへし、又十枝たゞ みて九枝ぬくと申せとも 下の間おとりて柱ぬきの 上ハへあつる)	柱の大サ下ノ間にて壹 寸壹分、上すこしそく してよし	〈貫〉ぬきの長サ下 間お五ツにわり一ふ んいたしたツミつに ひきあげぬきの長さ にさだむへし	かさ木	しまき	×	大ハ	かくつ か	×	×
45	『鳥居木割・ 立面図』	-	鳥居木割	(下之間ヲ貫ノ上ハえ當 ル)	柱太サ四分四リ 柱太サ一才一分取	〈貫〉貫兩鼻ノ出ハ 貫下にて中ノ間三ツ 割一分トヲ出ス	笠木・ かさ木	嶋木・ しま木	×	-	-	×	×

※ 1：鳥居の木割を掲載する木割書を一覧した。差図と共に文章が記載されているものは一覧に含めたが、差図のみや文字が僅かなど木割を読み取ることができないものは省略した。

※ 2：各資料の「所蔵者名」と「資料群名〈整理番号〉」は次の通り（「番号：所蔵者名／資料群名〈整理番号〉」の順）。

1・2：洲本市立淡路文化史料館／新見貫次氏収集文書〈30-1〉、3：著者／、4・5：東京都立中央図書館／木子文庫〈木20-3〉、6：斑鳩文化財センター／安田家文書〈17-2,40-6〉、7：東京大学／、8：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈169〉、9：名古屋工業大学／、10：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈174〉、11：東京都立中央図書館／木子文庫〈木20-9〉、12：鎌倉国宝館／河内家文書〈536〉、13：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈180〉、14：鎌倉国宝館／河内家文書〈541〉、15：国立国会図書館／和古書・漢籍〈192-12〉、16：東京都立中央図書館／木子文庫〈木20-8〉、17：静嘉堂文库／、18：東京都立中央図書館／、19：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈63〉、20・21・22：国立国会図書館／和古書・漢籍〈149-21〉、23：東京都立中央図書館／、24：国立公文書館／内閣文庫〈183-690〉、25・26：国立公文書館／内閣文庫〈183-701〉、27：東京都立中央図書館／〈785-D6〉、28・29：東京大学／、30：東京都立中央図書館／〈784-D10〉、31・32：東京大学／、33：著者／、34：著者／、35：秋田県立図書館／戸崎家資料〈3〉、36：秋田県立図書館／戸崎家資料〈4〉、37・38：秋田県立図書館／戸崎家資料〈26〉、39：石川県立歴史博物館／荒木家文書〈57〉、40・41：仙台市博物館／千田家資料〈207〉、42：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈201〉、43：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈166〉、44：鶴岡市郷土資料館／小林家史料〈167〉、45：東京都立中央図書館／木子文庫〈木21-3-1〉。

※ 3：「資料群名〈整理番号〉」の典拠は次の通り。

新見貫次氏収集文書：『新見貫次氏収集文書 淡路文化史料館収蔵史料目録 第五集』、洲本市立淡路文化史料館、1991.3。木子文庫：東京都立中央図書館編『東京都立中央図書館蔵木子文庫目録 第一巻 江戸期資料・木子清敬資料』、東京都立中央図書館、1998.2。安田家文書：『奈良県生駒郡斑鳩町 安田家文書調査報告書 斑鳩町文化財調査報告書 第六集』、斑鳩町教育委員会、2009.3。小林家史料：『小林家史料目録』鶴岡市郷土資料館蔵。河内家文書：鎌倉市文化財総合目録編さん委員会編『鎌倉市文化財総合目録—古文書・典籍・民俗篇—』、鎌倉市教育委員会、1985.3。和古書・漢籍：史料添付の番号による。内閣文庫：史料添付の番号による。戸崎家資料：『秋田県立秋田図書館所蔵宮大工関係資料目録』、秋田県立図書館蔵。荒木家文書：「(目録)」、石川県立歴史博物館蔵。千田家資料：史料封筒の番号による。

※ 4：「和・西暦」の項目は、史料に記載されている年か成立が考えられている時期を示す。

※ 5：「柱間」や「主柱」の項目には、柱間や主柱を規定する文言を抽出した。

※ 6：「笠木鳥木・貫の長さ」の項目は、笠木や鳥木もしくは貫の長さを規定する文言を抽出した。

※ 7：「笠木」と「鳥木」の項目は、笠木や鳥木に対して用いられる文言を抽出した。

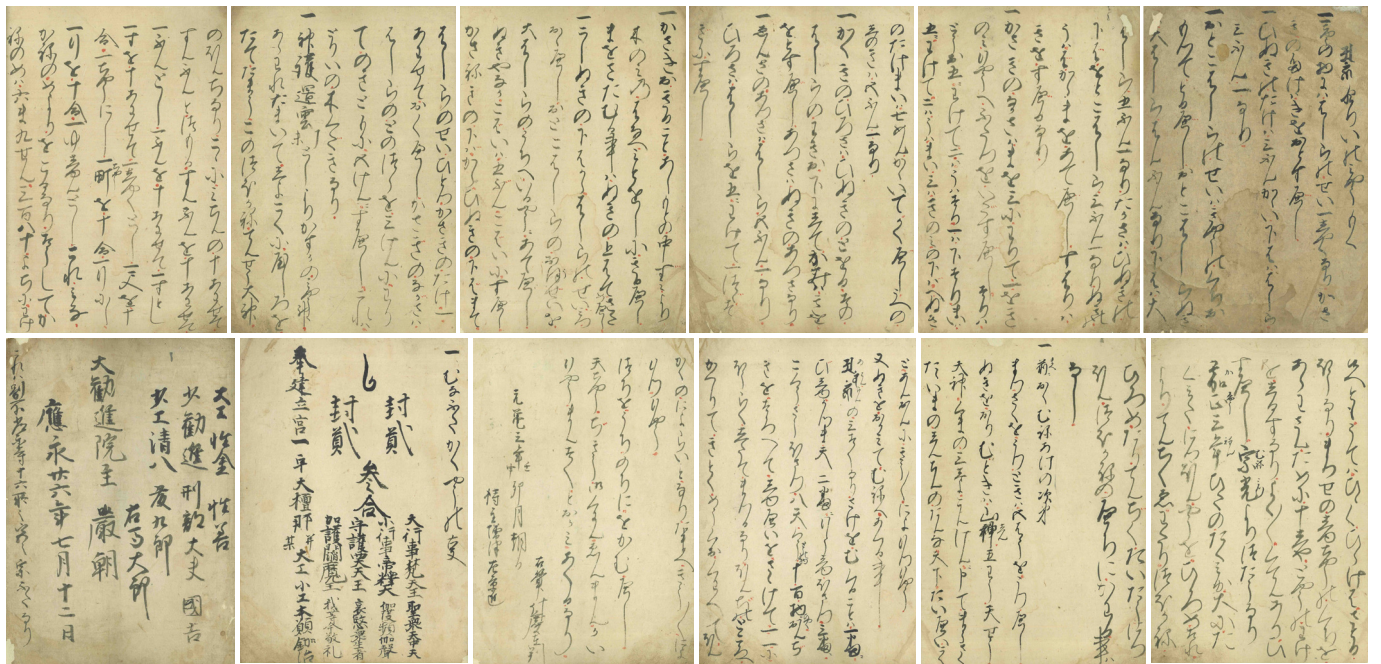
※ 8：「まゆ」の項目は、笠木・鳥木に対してまゆ・まいが使用されている史料から当該の文言を抽出し、使用されていない史料に「×」を、それぞれ付した。

※ 9：「台輪」や「額束」の項目には、台輪や額束に対して用いられる文言を抽出した。

※ 10：「せい」や「かかい」の項目は、せいやかかいの用語が使用されている史料から当該の文言を抽出し、使用されていない史料に「×」を、それぞれ付した。

※ 11：いずれの項目においても、対象について記述がない場合は「-」を付した。

※ 12：中世的と判断される木割書や項目及び要素（時期・方法・用語など）について太字ゴシック体で表記した。



(梵字二字) ①とりのみょうもく

- ②一ちやうの物にハはしらのせい一しやくなり、③かさぎのたけハきをおとすべし
- ④ひぬぎのたけハ三ふんかゝい、⑤下はハはしら三ふん一なり
- ⑥おとこはしらのせいハきやうのくちおもつてとるべし、⑦おとこはしらぬき□大はしらはんふんなり、⑧下はハ大はしらはんふん一なり、⑨たかさハひぬぎの下はとこはしら三ふん一なり、ぬぎのうハばからまをあてべし、⑩すはりハきをすべるなり
- ⑪かさぎのなかさハまを三にわりて一をきのミリやうへふたつをいだしすべし、⑫そりハとうお五二わけて二ハうハそり一ハ下そり、⑬まいハ五二わけて二ハうハまいハ三ハきのミの下ハ、⑭ぬぎのたけまいハ七めんかゝいてかくべし、⑮うへのしのきハ五ふん一なり
- ⑯かくきのひろさハひぬぎのとをる、⑰そのはしらのわきお下にしてかみハきををとすべし、⑱あつさハぬぎのあつさなり
- ⑲泉んさのあつさはしらは五ふん一なり、⑳ひろさハはしらを五二わけて一つ、そぎにすへし
- ㉑かさぎおきることあしものとの中すミより木のミのはなへミとをしにきるへし、㉒まをさたむる事ハぬぎの上はてさためへし
- ㉓こしぬぎの下はからはしらのせいミつおくへし、㉔おとこはしらのおほせいを大はしらのうちへいるやう二あてべし、㉕ぬぎやなかこばいハ五ふんこばいにすへし、㉖かさねきの下ハからひぬぎの下はまではしらのせいひとつ、かさぎのたけ一あわせておくへし、㉗かさぎのながさはしらのとのつらを三けんにわりてのきとも五けん二すへし、㉘これハとりの木のくだきなり

一、むなふたかくやうの事

元龜三年申 卯月朔日  
持主僧津左京進 右筆什慶在判

一、むなふたかくやうの事

天行事梵天王 聖衆天中天  
小行事帝釈天 伽陵頻伽声  
封式 封式  
守護四天王 哀愍衆生者  
加護閻魔王 我等今敬礼

大工性金 性善  
少勸進 刑部大夫 国吉  
少工清八 藤九郎  
右馬大郎

大勸進院主 嚴朝  
応永廿六年七月十二日

これハ、別所常樂寺十六所之宮之宗ふたなり

凡例

- ・影印の範囲(史料の全文)を翻刻した。
- ・適宜に読点や並列点を付した。
- ・変体仮名は平仮名に、旧字体や異体字は新字体に、それぞれ改めた。
- ・梵字の部分には字数と共に(梵字)と表記した。
- ・欠損のため判読し難い部分は□を以て示した。

図1 『とりのみょうもく』の影印と翻刻